市・県民税のお知らせ

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和4年度市・県民税の 納税通知書の発送日

発送日……6月10日金

※会社等から支払われる給与から天引きで納 める方には、5月13日金に会社等の給与担 当者あてに「税額通知書」を発送しました。

令和4年度市・県民税の 主な変更点

住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする 特例期間が延長され、合計所得金額が1.000 万円以下の方に限り、床面積要件が40平方 メートル以上50平方メートル未満に緩和され ました。

入居期間 令和3年1月~令和4年12月

- ※以下の期日までに住宅取得契約を行ってい る等の要件を満たしている必要がありま
- ・注文住宅 令和2年10月~令和3年9月
- · 分譲住宅等 令和2年12月~令和3年11月

控除期間 最長13年

控除限度額

所得税の課税総所得金額等の7%(上限 136.500円)

※この控除の限度額は、住宅取得にかかる消 費税が10%の場合等の金額です。

市・県民税の減免を受ける方は、 納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納税通知書到達後、納付前に申請 手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額 については減免できません)。

対象

- ①6月30日現在において令和4年の合計所得金額が令和3年の合計 所得金額に比べ2分の1以下に減少する見込みの方で、令和3年の 総所得金額等が210万円以下の方
- ②生活保護を受給されている方
- ③6カ月以上長期療養を要する方で、令和3年の合計所得金額が140 万円以下の方
- ④1月2日以後に死亡した方のうち、令和3年の合計所得金額が210 万円以下の方
- ⑤雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、同一生計配偶者 または扶養親族があり、令和3年の合計所得金額が210万円以下 の方
- ⑥震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受け た方
- ⑦障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親、被爆者などで、令和3年の合 計所得金額が、145万円以下の方
- ⑧障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にす る妻のうち、令和3年の合計所得金額が145万円以下の方
- ⑨勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

- ①に該当する方…8月1日(月)
- ・②~⑥に該当する方…減免理由の発生の日から30日を経過した 日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日
- ・⑦~⑨に該当する方…6月30日休

申請場所 税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳 しくはご相談ください。

国民健康保険からのお知らせ

所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月 から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されたり、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者 と判定されたりすることがあります。

国民健康保険に加入中の場合は、収入が少なかった方や無かった方も必ず所得申告をしてください。なお、公 的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113



家具転倒防止金具取付の申請受付(無料)

地震発災時·風水害時に家具等の転倒によりけがをし たり避難経路が絶たれたりすることがないよう、無償で 家具転倒防止金具の取り付けを行います。

対象 市内の住宅にお住まいの世帯

対象家具 寝室、居間などの住宅内で利用頻度が高い 部屋などに置かれた書棚、たんすなどの木製品家具 ※電化製品、ピアノ、仏壇、仏具などは対象外

取付個数 1世帯につき3点まで

受付定数 30件

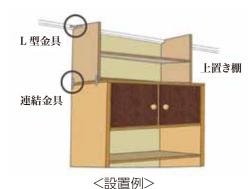
申込 6月1日(水)~令和5年1月31日(火)に直接問い合わせ 先へ(先着)。

その他

- ・家具転倒防止金具取付作業は市職員ではなく業務委 託者(NPO法人防災津島の会)が行います。
- ・申請受付後に、業務委託者から申請者宅に転倒防止金 具取付作業日等を決める打ち合わせの電話をさせて いただきます。

- 賃貸マンションや借家にお住まいの方が申請される場 合は、大家等の家屋所有者から転倒防止金具を取り付 けることを了承されてから申請してください。
- ・この事業は、家具の転倒防止を完全に保証するもので はありません。家具の転倒による被害が発生しても市 および委託者は、倒壊被害に係る賠償責任は負いませ

問合 危機管理課危機防災G **☎**55-9594





-時避難場所協定企業

一時避難場所協定企業とは、災害時に建物の一部を一時 的に避難場所として提供していただく、3階建て程度の高さ の建物を有する企業等です。現在、協定を締結した企業等 の一時避難場所は26力所です。

【東小学校区】

- ・いちい信用金庫(東柳原町)
- · 長田廣告株式会社(東柳原町)
- ·株式会社野田塾(西柳原町)
- ·株式会社義津屋·本店(大字津島)★
- ·株式会社綿新商店(今市場町)
- ·津島商工会議所(立込町)

【西小学校区】

- ・あいち海部農業協同組合(大縄町)
- ·有限会社辰栄製作所(江東町)
- ・三和テクノ株式会社(宮川町)

【南小学校区】

- ・株式会社そうぎょう(常盤町)
- ・株式会社さなる(今市場町)

【北小学校区】

・株式会社義津屋・北テラス(片岡町)★

【神守小学校区】

・ナビシティ津島(宇治町字小切)★

- 株式会社TDEC(越津町)
- ・西尾張シーエーティーヴィ株式会社(百島町)
- ·海部東農業協同組合(神守町)
- ・サカエ理研工業株式会社(椿市町)★

【蛭間小学校区】

・株式会社パックタケヤマ(蛭間町)

【高台寺小学校区】

- ·中北薬品株式会社(白浜町)★
- ·ニューコーポ金柳1番館(金柳町)★
- · ニューコーポ金柳2番館(金柳町)★
- ·株式会社新弘(大坪町)

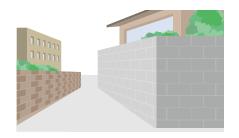
【神島田小学校区】

- ·株式会社名光精機(鹿伏兎町)
- · 社会福祉法人愛燦会·あいさんテラス(中一色町)★
- ·株式会社葵精工(唐臼町)
- ・三菱重工メイキエンジン株式会社(鹿伏兎町)

※利用可能時間について

★印の付いている企業等は24時間対応です。印が 無い企業は、営業時間内です。

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594



耐震診断・耐震改修・ブロック塀撤去等補助制度のご案内

昭和56年5月以前に建築(着工)された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足している可能性があります。ま た、ブロック塀等は、地震が発生した際に倒壊するおそれがあります。

市では住宅の耐震診断、改修、除却および道路に面したブロック塀等の撤去に対して、下表のとおり補助制度を設け

大地震はいつ発生するかわかりません。これらの制度を活用して、お住まいの安全性を確保してください。

募集締切 10月31日(月)

問合 都市計画課都市計画G ☎55-9627

種類	対象となる事業	補助金額	予定戸数
木造住宅無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木 造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、 長屋、併用住宅および共同住宅)の耐震診断		20戸
木造住宅耐震改修費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能 を満たさないものの耐震改修工事	上限額100万円	5戸
木造住宅除却費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能 を満たさないものの除却工事	上限額20万円	5戸
ブロック塀等撤去費補助	道路等に面したブロック塀(レンガ、石等の組 積造を含む)のうち、倒壊のおそれがあるもの の撤去工事	上限額10万円	10件

その他、非木造住宅耐震診断、耐震シェルター・防災ベッド設置にも補助制度があります。 各補助制度の対象となる事業については、そのほかにも条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧いただく か、問い合わせ先までお尋ねください。

狭あい道路の整備について

幅員4m未満で市道認定された道路(狭あい道 路)は、日常生活における車両の通行や緊急時の 避難通路の確保が困難になるなどの支障をきた しています。市では、こうした狭あい道路の解消 に向けた取り組みを行っています。

概要 狭あい道路の中心線から2m後退した土 地を、分筆して市に寄附していただいた場合、 最大25万円を助成します。そのほか隅切り用 地の寄附等についても、一定の条件を満たす 場合に助成します。

助成金制度·報償金制度

	内容	測量·分筆助成金	報償金
1	寄附(自己の居住 用:自己の業務用)	あり(助成金対象経 費の1/2以内で上限 25万円まで)	あり (隅切り用地)
2	無償使用承諾(分筆を行う場合)	あり(助成金対象経 費の1/2以内で上限 25万円まで)	なし
3	①、②以外 (自己管理等)	なし	なし

令和4年度中に測量や分筆を予定されている方は、9月末までにご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧い ただくか、下記へお尋ねください。

募集締切 10月31日(月)

問合 都市計画課都市計画G ☎55-9627



令和5年はたちの集い(旧称:成人式)

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、「はたちの 集い」として20歳の方々を対象に記念行事を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、2部制での開催とします。

日時 令和5年1月8日(日)

午前の部 午前11時から30分程度(午前10時15分から受付開始)

午後の部 午後2時30分から30分程度(午後1時45分から受付開始)

場所 文化会館大ホール

対象 平成14年4月2日~15年4月1日生まれの方

午前の部 天王中学校区および暁中学校区の在住者

午後の部 藤浪中学校区および神守中学校区の在住者

その他

- ・該当する方には、12月上旬(予定)に案内状を送付します。
- ・他市町村の記念行事へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い 合わせください。
- ・記念行事に関する最新の情報は市ホームページにてご確認ください。

問合 社会教育課生涯学習·文化振興G ☎55-9421





情報公開・個人情報保護制度の実施状況

問合 総務デジタル課庶務G ☎55-9606

過去2年間の実施状況を公表します。

情報公開制度

皆さんと市との信頼関係を深めるため、行政情報を広 く公開する制度です。

※請求により、市の保有する行政文書の開示を求めるこ とができます。

実施機関別請求件数	2年度	3年度
市長	17	22
議長	0	0
教育委員会	5	1
選挙管理委員会	2	1
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
消防長	0	3
公営企業(上下水道部)	4	1
合計	28	28

実施状況		2年度	3年度
請求件数		28	28
	開示	12	21
処	一部開示	12	6
処理状況	不開示	2	0
淣	不存在	2	1
	取下げ	0	0

11 M P 立 C	不服申立て	なし
------------	-------	----

個人情報保護制度

市の保有する個人情報を適正に取り扱い、市民の権利 利益を保護するための制度です。

※個人情報の本人は、その取り扱いの状況を確認するた め、自己情報の開示、訂正および利用停止を求めること ができます。

実施機関別請求件数	2年度	3年度
市長	24	37
議長	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	3	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0
消防長	0	0
公営企業(上下水道部)	0	0
合計	28	37

実施状況		2年度	3年度
請求件数		28	37
	開示	20	33
処	一部開示	5	3
処理状況	不開示	0	0
沪	不存在	3	1
	取下げ	0	0

訂正の請求	
利用停止の請求	なし
不服申立て	

児童手当制度の一部変更について

6月から児童手当の制度が一部変更となります。

特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます

10月支給分から、児童を養育している方(受給者)の所得が下表の「②所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は 支給されません。

	①所得制限限度額		①所得制限限度額 ②所得上限限度額		异上限限度額
扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	
0人	622	833.3	858	1,071	
1人	660	875.6	896	1,124	
2人	698	917.8	934	1,162	
3人	736	960	972	1,200	
4人	774	1,002	1,010	1,238	

- ※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損 控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。
- ※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31 日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円 (扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となりま す。

児童を養育している方(受給者)の所得が、「①所得制限限度額|未満の場合には児童手当を、または所得が①以上 ②未満の場合には特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求が必要となりますので、ご注意くだ さい。

毎年6月に提出していた現況届が原則不要となります

ただし下記の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ・児童と別居している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が津島市と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、市から提出の案内があった方

※以下の変更事項があった方は市に届出が必要となりますのでご注意ください。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象児童がいなくなったとき
- · 受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
- ・児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、また養育していた配偶者がいなくなったとき(婚姻・離婚等)
- ・受給者の加入している年金が変わったとき
- ・受給者が公務員となったとき
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

問合 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121



市民病院職員採用募集



市民病院医療技術職

令和5年度採用予定の市職員候補者試験を次のとおり行います。

採用予定職種等

職種区分	募集人数
放射線技師	1人程度
臨床検査技師	3人程度
管理栄養士	1人程度

受験資格 それぞれの職種に必要な免許を所有の方、または令和5年3月取得見込みの方

年齢 昭和62年4月2日以降に生まれた方

提出書類

- ・職員採用候補者試験申込書(市民病院ホームページから当院指定用紙をダウンロードできます)
- ・写真2枚(1枚は申込書に貼付)
- ・最高学歴の卒業証明書または卒業見込証明書
- ・免許取得にかかる学校の成績証明書【免許取得見込みの方】
- ・受験資格要件となっている職種免許証の写し【免許所有の方】

試験日 6月25円(土)

申込方法 6月10日 金までに提出書類を持参(平日の午前8時30分~午後5時15分)、

または郵送(当日消印有効)。

問合 市民病院管理課 ☎28-5151 内線2202

海部地区環境事務組合職員募集(令和5年度採用)

募集職種 技術職(機械、電気、化学)

試験日

①一般方式 7月16日(土)

②SPI方式 7月1日 (金)~16日(土)

※受験資格等については、試験要領で確認してください。直接またはホームページから入手できます。

申込 申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて6月17日金(必着)までに直接または郵送で下記へ。

問合 海部地区環境事務組合総務課

〒496-0071 新開町二丁目212番地

28-3810

http://www.atkankyo.or.jp

6 月 市 民 相

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。 ※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日時	場所	問合
行政相談	3日、7月1日 午前10時~正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	2、9、16、23、30日、7月7日 午前10時~正午、午後1時~3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
心配ごと相談	10日 午前9時〜正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456 社会福祉協議会 ☎25-8411
弁護士相談(要予約)	7、21日、7月5日 午後1時~3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
高齢者の健康相談	7、14、21、28日、7月5日 午後1時~3時	老人福祉センター	☎ 28-7561
高齢者の健康相談	8、15、22、29日、7月6日 午後1時~3時	神島田祖父母の家	☎ 32-2151
認知症相談	月曜日~金曜日 午前10時~午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎ 24-0350
年金相談(要予約)	16日 午前10時~午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療·年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	14日 午後1時~4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日~金曜日 午前9時~午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	1日、7月6日 午後1時~3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業·経営 個別無料相談会 (要予約)	3、9、21日 午前9時~午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談· 勤労者金融相談	月曜日~金曜日 午前10時~正午、午後1時~4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	23日 午前11時~正午	東地区子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、2、8、9、15、16、22、23、29、30日、 7月6、7日 午前9時~正午、午後1時~4時	市役所福祉課	福祉課福祉G <mark>最</mark> 24-1138 ☎ 24-1115

津島データファイル 👪

人口と
世帯
(外国人を含む)

総 数 …… 60,768人(+9) 男 …… 29,981人(0) 女 …… 30,787人(+9) 世帯数 …… 26,887世帯(+34) 5月1日現在()内は前月比

市内の 交通事故· 犯罪 [3月]

事故発生件数 ……9件(33件) うち死亡者………… 0人(0人) 犯罪発生件数 …… 26件(77件) ()内は令和4年中の累計

市内の 火災

3月 ……1件(3件) ()内は令和4年中の累計

救急車の 出動回数

3月 ……242件(783件) ()内は令和4年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和4年6月30日休

市民税·県民税···第1期 国民健康保険税···第2期 介護保険料…第3期

市営·改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…6月分

市税の今後の納期

	7月	8月	9月
市民税・県民税	_	第2期	_
固定資産税·都市計画税	第2期	_	_
国民健康保険税	第3期	第4期	第5期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。 取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京 銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)